



鳥取県公報

平成16年10月26日(火)
号外第160号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(80)(福利厚生室).....	1
	鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則(81)(経営支援課).....	2
訓 令	鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令(12)(福利厚生室).....	4

——— 公布された規則のあらまし ———

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 被災職員及びその遺族の福祉に関し行う事業のうち、介護用機器に関する事業を廃止することとした。(第16条関係)
- この規則は、公布の日から施行することとした。

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

- 農業改良資金の貸付けの対象に、認定農業者等が他の農業者から農作業を受託する場合に必要な資金を加えることとした。(第4条、第5条関係)
- 新たに就農しようとする青年等を自ら営む農業に就業させるために必要な資金の償還期間及び据置期間の特例を定めることとした。(第5条関係)
- その他所要の規定の整備を行うこととした。
- この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第80号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年鳥取県規則第12号)の一部

を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(福祉事業の種類)</p> <p>第16条 条例第16条第1項の福祉事業の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>(20) 略</p> <p>(21) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(福祉事業の種類)</p> <p>第16条 条例第16条第1項の福祉事業の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(7) 略</p> <p>(8) 介護用機器に関する事業</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>(20) 略</p> <p>(21) 略</p> <p>(22) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第81号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則（平成14年鳥取県規則第96号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び表の細目の表示に下線が引かれた項及び表の細目（以下「移動項等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中項及び表の細目の表示に下線が引かれた項及び表の細目（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																											
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成7年法律第2号)第4条第4項に規定する認定就農者であって、農業経営開始後5年以内であり、かつ、同条第1項の認定後10年以内のもの</p> <p>ウ~オ 略</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(貸付け)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2 県は、前項に規定する場合のほか、予算の範囲内において、他の農業者から知事が別に定める要件に該当する農作業を受託した認定農業者その他知事が別に定める者(以下「農作業受託者」という。)に、当該農作業の受託により必要となる資金(農業改良措置の導入に係る経費で、知事が別に定めるものに限る。)を貸し付けるものとする。</u></p> <p>(限度額等)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2 農業者等貸付金のうち、前条第2項の資金の限度額は、農作業の受託期間(5年を限度とする。)内に農作業受託者が受け取る受託料の額とする。</u></p> <p><u>3 農業者等貸付金の償還期間及び据置期間は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に定める期間とする。この場合において、償還期間には、据置期間を含むものとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">償還期間</th> <th style="text-align: center;">据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令(平成11年政令第334号)第1項に規定する資金</td> <td style="text-align: center;">12年以内</td> <td style="text-align: center;">3年以内</td> </tr> <tr> <td>(3) 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第23条第1項に規定する資金</td> <td style="text-align: center;">12年以内</td> <td style="text-align: center;">5年以内</td> </tr> <tr> <td>(4) 前3号に掲げる資金以外の資金</td> <td style="text-align: center;">10年以内</td> <td style="text-align: center;">3年以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	償還期間	据置期間	略			(2) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令(平成11年政令第334号)第1項に規定する資金	12年以内	3年以内	(3) 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第23条第1項に規定する資金	12年以内	5年以内	(4) 前3号に掲げる資金以外の資金	10年以内	3年以内	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成7年法律第2号)第2条第2項に規定する認定就農者であって、農業経営開始後5年以内であり、かつ、同法第4条第1項の認定後10年以内のもの</p> <p>ウ~オ 略</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(貸付け)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 農業者等貸付金の償還期間及び据置期間は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に定める期間とする。この場合において、償還期間には、据置期間を含むものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">償還期間</th> <th style="text-align: center;">据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令(平成11年政令第334号)第1項に規定する資金</td> <td style="text-align: center;">12年以内</td> <td style="text-align: center;">3年以内</td> </tr> <tr> <td>(3) 前2号に掲げる資金以外の資金</td> <td style="text-align: center;">10年以内</td> <td style="text-align: center;">3年以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	償還期間	据置期間	略			(2) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令(平成11年政令第334号)第1項に規定する資金	12年以内	3年以内	(3) 前2号に掲げる資金以外の資金	10年以内	3年以内
区 分	償還期間	据置期間																										
略																												
(2) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令(平成11年政令第334号)第1項に規定する資金	12年以内	3年以内																										
(3) 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第23条第1項に規定する資金	12年以内	5年以内																										
(4) 前3号に掲げる資金以外の資金	10年以内	3年以内																										
区 分	償還期間	据置期間																										
略																												
(2) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令(平成11年政令第334号)第1項に規定する資金	12年以内	3年以内																										
(3) 前2号に掲げる資金以外の資金	10年以内	3年以内																										

(一時償還)

第19条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条第3項及び第7条の規定にかかわらず、当該借受者に対し、農業者等貸付金の全部又は一部につき、支払期日前の一時償還を請求することができる。

(1)~(5) 略

(一時償還)

第19条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条第2項及び第7条の規定にかかわらず、当該借受者に対し、農業者等貸付金の全部又は一部につき、支払期日前の一時償還を請求することができる。

(1)~(5) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第12号

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年10月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和56年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第2（第9条関係）		別表第2（第9条関係）	
区 分	産 業 医	区 分	産 業 医
1 略		1 略	
2 鳥取市及び岩美郡の区域内に置かれた地方機関等	略	2 鳥取市、岩美郡及び気高郡の区域内に置かれた地方機関等	略
3～7 略		3～7 略	

附 則

この訓令は、平成16年11月1日から施行する。